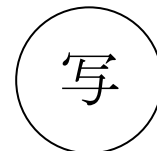


令和3年（2021年）3月15日開会

令和3年（2021年）第3回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和3年3月15日（月）第3回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子
委 員	前 川 佳 之

◆ 本委員会に出席した者

教育総務部長	小 田 佐 衣 子
教育政策課長	玉 谷 圭 太
教育総務部副理事	西 村 宏 子
学 務 課 長	堤 義 孝
施設課長	浅 野 貴 士
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	加 藤 拓
学校教育推進課長	青 木 次 郎
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	新 川 正 知
こども育成部長	岡 和 人
保育幼稚園総務課長	山 寄 剛 一
人 事 課 長	東 利 之

◆ 署名委員

委 員	篠 永 安 秀
-----	---------

(令和3年3月15日(月)、午後2時00分)

議事日程 (令和3年第3回茨木市教育委員会定例会)

(於：市役所南館6階会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	報告1	令和3年度 教育費予算について	
6	5	市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について	
7	6	茨木市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	
8	7	茨木市教育委員会学校(園)に勤務する職員就業規則及び茨木市立幼稚園管理規則の一部改正について	
9	8	茨木市教育センター規則の一部改正について	
10	9	茨木市奨学金の支給に関する規則の一部改正について	
11	10	茨木市青少年野外活動センター条例施行規則の一部改正について	
12	11	茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について	
13	12	臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(職員人事)	
14	13	職員人事について	

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

それでは、ただいまから令和3年第3回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、篠永委員をご指名申し上げますので、よろしくお願ひします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和2年第15回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和3年第1回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」について、お諮りいたします。

ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和2年第15回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和3年第1回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」については、承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、ご質問はございませんか。

武内委員

1月23日と1月30日に実施された子どもセミナーの「おかしな？アクセサリーづくり」というのは、具体的にはどういうものなのでしょうか、簡単に説明してください。

松本社会教育振興課長

このセミナーは、参加した児童が好きな2色のアクリル絵の具を紙粘土に塗りこみ、それをクッキーの型で切り抜き、貼り合わせたりして簡単な工作を行い、最後にビッチグラスなどをはめ込んで、ブレスレットやペンダントといったアクセサリーを作るものです。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

武内委員

2点お聞きしたいのですが、同じく子どもセミナーについて、2月13日の「チョコレートのお菓子の家キャンドル」は、キャンドルなので食べられないですね。あと、2月27日の「ゆびでくるくる♪パステルアートの雪だるま」はどういうものなのでしょうか。

松本社会教育振興課長

「チョコレートのお菓子の家のキャンドルづくり」は、講師の方が用意したロウの土台のところにココアの香りのアロマが練り込まれているので、チョコレートの香りがするというような内容になっております。2月27日に実施した「ゆびでくるくる♪パステルアートの雪だるま」は、パステルを網で削ったものを紙の上に乗せて

4色のパレットを作り、そこから指ではがきの上にパステルをくるくると全体につけていきます。今回は、雪だるまの絵を作るということだったので、雪だるまの輪郭を消しゴムで消して、色鉛筆でパステルの上に顔やマフラーなどを描くというものになっております。

いずれの子どもセミナーも、様々なテーマで物づくりを中心とした体験活動をするこ
とによって達成感が得られ、また、創造性を育む機会となることから実施しておりま
して、いずれの子どもセミナーにおきましても、子どもは自分や友達が作った作品を
見て「きれいにできたね」と褒め合ったりしているという報告は聞いています。

以上です。

前川委員

これは要望なのですが、作っているところは、肖像権の関係で無理だと思いますが、
できましたら、完成した作品を写真か何かで紹介していただけると、我々もイメージ
しやすいなと思いますので、今後よろしくお願いします。

堀村委員

第2土曜科学教室についてなんですけれども、毎回、報告もいただいています、ホ
ームページにも載っているので、どのような内容をされているのか分かりやすく
て、ありがたいなと思っております。毎回いろんなテーマで、たくさんの専門家の方
に来ていただいているのですが、これはどのように1年のテーマを決め、講師の方を
呼んでいるのでしょうか。

新川教育センター所長

テーマ設定については、特に小学校3年生から参加できるということもあり、いろん
な子どもに参加していただきたいので、できるだけいろんな形で参加しやすい体験活
動を中心とした取り組みを主に実施させていただいております。自然科学、物理など
の物質的な科学、実験的な科学等いろんなところに幅広く、さらに日常生活に返して
いけるような、ここでしか味わえないようなものとなっています。今回テーマにさせ
ていただきました化石の掘り出しというのも、家でできる子とできない子の環境の違
いも出てくると思います。こうやっていろんな取り組みをしながら、子どもたちに科

学をより身近に感じてもらえるような、そして自分の学びにつながるようなテーマ設定をさせていただいております。

堀村委員

講師の方はどのように呼んでこられましたか。

新川教育センター所長

講師選定は、前年度に取り組みを企画するときに、取り組みについてインターネットで検索したりご紹介を受けたりとか、こちらのほうでテーマ設定に合わせた講師を選ぶ場合もありますし、いろんな情報を聞いたうえで、講師の先生のこういう取り組みが素敵だなというのを聞かせてもらって、その先生によって取り組みを進めたりもしますので、そのときそのときで対応させていただいています。

堀村委員

分かりました、ありがとうございます。来年度もよろしくお願いします。

岡田教育長

それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時10分）

再 開（14時12分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第5 報告第1号「令和3年度教育費予算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

令和3年度教育費予算につきまして、市長に申し入れを行い、予算案がまとまりましたので、報告いたします。

令和3年度予算につきましては、「アフターコロナも見据えた”次なる茨木”」に向けた施策を進めていくことを踏まえ、『今』への的確な対応と『将来』を見据えた施策展開として、安全安心が実感できるまちづくり、豊かさ・幸せが実感できるまちづくり、まちづくりを支える「財政の健全性」の確保の実現を基本に据え、教育行政の一層の充実、向上を図るため、効果的な予算の確保に努めたところでございます。

予算の概要でございますが、お手元の資料の1ページをご覧ください。

まず、歳入合計は1,012億1,000万円でありまして、前年度と比較し75億6,000万円、8.1%の増となっております。増額の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫支出金の増及び市民会館跡地エリアにおける新施設等の整備による市債の増によるものです。

続きまして、歳出予算であります。資料の2ページをご覧ください。

歳出合計は1,012億1,000円で、そのうち教育費につきましては、歳出予算総額が90億8,736万8,000円でありまして、前年度と比較し3億8,399万5,000円、4.4%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、小中学校における1人1台タブレット端末の整備、小中学校及び図書館の営繕に係る費用の増等でございます。

続きまして、3ページから5ページまでは「当初予算の主な内容」、6ページから7ページまでは「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応経費について」でございます。なお、各項目の説明については、会議時間短縮のため、割愛させていただきます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

初めに、学校教育部及び子ども育成部の項目について、ご質疑があればお願いいたします。資料のページでいうと、3ページ及び6ページの項番11から7ページの項番16までです。

武内委員

6ページの項番11、やってみよう運動会用送迎バス借上なのですが、これは2台で

全部賄えるのですか。

青木学校教育推進課長

例年の参加人数でいきますと1台で対応できる人数なのですが、やっぱり支援学級の児童生徒になりますと基礎疾患を持っている児童もいますので、より万全を期すということで、密を回避するために台数を増やしていることから、今年度は1台分、予算を余分に計上させていただいております。

武内委員

すみません、ちょっとはつきり覚えていないのですが、これは保護者が送迎することができない子どもたちについて、学校のほうで送り迎えをするということでしたか。

青木学校教育推進課長

はい、おっしゃるとおりで、保護者による送迎の児童生徒も当然おりますし、保護者による送迎ができない児童生徒をバスで会場まで送り迎えをするという形になります。

武内委員

はい、分かりました。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

前川委員

3ページの項番3の、GIGAスクール構想の実現について、予算として大きくまとめられているのですが、これの内訳を明らかにした資料はあるのでしょうか。

新川教育センター所長

予算につきまして、これは2億を少し超える額かと思うのですが、総額は5年リース契約という形にさせてもらっておりまして、国の補助金、それから助成金も使いまし

て、結果として5年で割った1年分がこの額になっております。

その内訳は、タブレット代、いわゆる本体というのが1億4,000万円ぐらいで、あと、いわゆるフィルタリング機能をつけるための額とその保守、運用をあわせて、残りの額である6,000万円ぐらいになります。これで1年分になります。

前川委員

これについては前回もお聞きしたのですが、翌年度以降もこれぐらいの額が予算として上がってくるということによろしいでしょうか。

新川教育センター所長

そのとおりでございます。

武内委員

項番4のリーディングスキルの向上ということですが、このリーディングスキルテストというのは、業者が作成したテストなのでしょうか。結果分析のために予算を取っているのかなと思うのですが、このリーディングスキルテストというものについて、説明してもらってよろしいでしょうか。

青木学校教育推進課長

リーディングスキルテストといいますのは、文章をきちっと読んでいるようで読めていない、読み取れていないという課題があるというところで、文章を読む力を能力別に7つにジャンル分けします。例えば係り受け解析といって文の構造を正しく把握できる力があるかについて特化した問題がありまして、それをいくつも続けて解いていきます。そして、それぞれのジャンルで、それぞれにあった問題が出されて、その正解の状況を集約して、例えばこの子どもであったら、この部分が弱いとかそういうことがわかるのですけれども、それを例えば6年生の子どもたちが全員受験をして、学校ごとにこの部分が弱いという結果が出てきますので、それを明らかにした上で、テストの結果を分析して、その力を伸ばしていくために、どんなことが効果的な形でできるのかを検討します。そのためにこの予算や国の予算を活用しまして、専門の機関から講師を招いて、研修をして、それを市全体の学校に広げていくという取り組みに

なっています。

武内委員

基本的なことが分からないのですが、その問題はどこが発信しているのですか。

青木学校教育推進課長

これは、教育のための科学研究所というところが作っている問題で、この予算とは別に、今年度も実施したのですけれども、モデル校の学校の子どもたちが問題を受ける予算を取っておりまして、その子どもたちがパソコンを使って、その問題を解いていきます。そういった問題を専門に作成している一般社団法人が作成した問題を受けるという形になっています。

武内委員

今年度については、ある程度、何か見えてくるものがあったのでしょうか。まだ分析はされていないのですかね。

青木学校教育推進課長

今年度は、国からの予算がつかなかった関係もありまして、いわゆる専門家を招いての分析はできていないのですけれども、テスト自体は実施しまして、モデル校のほうでその取り組みを一応、進めるという形になりました。

例えば、1つの学校でいきますと、やはり問題を解いた中で、先ほど言いました係り受け解析という領域と、それから照応解決という、指示語とかをしっかりと把握する力、その部分がやはり弱かったというところもあったので、そういった力を伸ばすために、例えば学校の中でプリントを作って、それを子どもたちに解かせることで、その力の向上を図るというような取り組みを、それぞれの学校の課題に合わせて進める形になりました。

武内委員

モデル校というのは、今、何校ですか。

青木学校教育推進課長

モデル校は、小学校3校になっています。

武内委員

3校ですか、小学校だけ。

青木学校教育推進課長

小学校だけです。

武内委員

分かりました。それが、来年度はもっと充実できるということですか。モデル校は3校だけで、たくさん予算を取ってあるから、分析とか何か指導を仰ぐことがそこからできるということなのでしょうか。

青木学校教育推進課長

次年度については、今年度のモデル校が継続になる予定なのですが、5年生で受けた子どもが6年生になって、どれだけ伸びたかというような経年比較とかもしながら、あとは専門家に来ていただいて行う研修を最終的に全体の場合、例えば全ての学校の担当者が集まる場で実施するとか、いろんな方法を考えています。それとあわせて、この予算の中では、先進都市の視察の費用とかも含んでおりますので、モデル校と教育委員会の指導主事等と一緒に行きまして、先進事例とかも集めながら、最終的に、効果がある取り組みというものを市全体に発信していくという形で取り組んでいこうと思っています。

武内委員

ありがとうございました。有効活用できたらいいですね。

岡田教育長

それでは、議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時29分）

再 開（14時31分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

次に、教育総務部の項目について、お願いいたします。報告資料の4ページ、5ページと、それから6ページの項番1から10までと、7ページの参考というところですね。

前川委員

4ページの項番9について、質問いたします。小学校トイレの環境改善は、非常に大事な事業だと思うのですが、2点お聞きしたいです。小学校でまだ改修が終わっておらず、今後改修しようとする学校というのは、あとどれぐらいあるのでしょうか。あと、中学校については上がっていないのですが、環境改善が終わっていると理解したらいいのでしょうか。分かる範囲で教えていただければありがたいです。

浅野施設課長

小中学校のトイレの環境改善ということでございますけども、1系統目が小中学校ともに平成27年度に終わりました、平成30年度から2系統目に入り始めたということでございます。まだ2系統目が始まったばかりということで、小学校につきましても、学校数を今すぐに申し上げることができないのですけれども、2系統目を順次対応している状況でございます。

中学校につきましては、今回工事の予算が上がっていないのですけれども、令和2年度の3月補正予算で、工事は決定しておりまして、令和3年度も中学校につきましても、トイレの環境改善を実施していく予定でございます。

以上です。

前川委員

ということは、まだ、具体的な数はともかく、相当数の改修が残っていると理解して

よろしいでしょうか。

浅野施設課長

現状でございますけれども、率で申し上げますと、今年度末時点での洋式化は、小学校が42.2%、中学校が36.9%、全体で40.4%となる見込みとなっております。まして、まだ数としては相当残っているという状況でございます。

前川委員

これは要望なのですが、一部新聞報道なんかを見ていると、一般家庭がほとんど洋式のトイレなので、学校のトイレが洋式化されていないというのは、なかなか排便しづらく、トイレに行きにくいというような現状も報告されているとのことですので、もちろん限られた予算ではあると思うのですが、これについては特に力を入れて改修を行っていただきたいと思います。

篠永委員

4ページの項番8の小学校給食におけるアレルギー対応の充実という、これは新規のソフト事業ということで、非常に望ましいし、待たれていたものなのではないかなと思います。項番7とも関連するのですが、中学校給食が始まれば、皆、同じものを食べるということになりますので、それを発展的に捉えて、中学校給食が稼働し始める前に、中学校で本当にこれが要るのかどうかという検討はしていただく必要が僕はあると思うのですが、ぜひとも小中あわせた継続的な事業に発展的に捉えながら始めていただけたらと思います。先の話なので、まだそのあたりは、青写真ができていないところもあると思いますが、お考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

西村教育総務部副理事

今おっしゃっていただきましたように、中学校給食については、来年度から具体的な要求水準書というのを作っていくのですが、その中でアレルギーの考え方も具体的に示していくこととなります。今、小学校では、基本的に全員に卵を除去食としていますが、中学校を見据え、来年度どうしていくかという中で、小学校の底上げというこ

とで、来年の途中から牛乳を全員一斉に除去食としようかと考えております。乳製品を追加することを考えておりました、これには学校の研修等も含めて必要になってきますので、来年の1月から開始しようと思っております。

今回、この予算要求しているのは何かといいましたら、献立表のチェックのシステムを改修しようと思っております。今は学校に配布している献立表に保護者が、この日食べられませんと、手書きでチェックをしていただいているのですが、そのシステムを改修して、アレルギーの入っている食品の献立が自動的に色分けできて、どのご家庭にも同じものが届くようにします。このシステム改修が7月ぐらいになりますので、来年の3学期、1月から牛乳を除去食に追加しようと考えておりました、それはおっしゃっていただいたように、中学校給食を見据えまして、大きなセンターができるので、卵だけということではなく、もう少し何かできないかなということを考えながら、小学校を先に底上げしたいということで、予算要求させていただきました。

以上です。

篠永委員

お答えいただけてちょっと安心しております。それで、小学校に関しては、1年生から6年生まで、しっかりした子もいれば、低学年の子は本当に出されたものをそのまま食べたり、お母さんに、これが出たら食べないようにと言われていても、食べてしまうということがあるので、やっぱり2重、3重のチェックという意味で、マストなのかなとは思うのですが、中学校でもしっかりした子が多くなりますが、この料理にこれが入っているというのが分からないということもあると思うので、私は要ると思うのですが、中学校でそれが本当に要るのかどうかというところから始めていただいて、有意義な議論をしていただければと思います。

以上です。

武内委員

4ページの項番10の小中学校外周塀の改修ですか、いわゆる万年塀というか、それを撤去して、フェンスにするという取組みと考えていいのでしょうか。それと、今、ここに上がっている小学校、中学校が今回からなのか、もう既に何校かは、そういうことができているのかどうかを教えてください。

浅野施設課長

小中学校の外周塀の改修は、もともと大阪北部地震でブロック塀が問題となったことを捉まえまして、ブロック塀及び劣化の著しい万年塀につきまして、フェンスへ改修をするという内容でございます。実際に、大阪北部地震が起こってから、まずプールのブロック塀を先にフェンスへ改修いたしまして、その後、目視点検で、問題・危険と判断されましたブロック塀につきましても、既に改修を終えております。次に、少し安全性に問題があり、要注意であるところを、順次対応していくという流れでございます。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

篠永委員

5 ページの項番 1 4 の中央図書館について、この内容をしっかり読めば分かるのですが、タイトルが、ビジネス書の要約サービスの実施ということで、ビジネス書を誰かが要約してくれるかのように思ってしまう人もいます。内容を読むと、ビジネス書の要約閲覧サービスが適切ではないかなと思うので、間に合うようでしたら、丁寧にしたほうが良いと思います。

吉田中央図書館長

ご指摘のように、ちょっと分かりにくい表現なのですが、もうこれは印刷されて出ているものなので、以後、気をつけたいと思います。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、「令和3年度教育費予算について」の報告を終わります。

議事の途中でありますが、暫時休憩します。

休 憩（１４時４２分）

再 開（１４時４４分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第６ 議案第５号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について」
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第５号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第１８０条の２の規定に基づき、市長より、市長の権限に属する
中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会に関する事務について、教育委
員会の補助機関である職員等に補助執行させる旨の協議の申し入れがありました。

これは、中学校給食センターの整備及び運営を行う事業者の候補者の選定、選定方法
その他選定に関する事項についての審査審議に関する事務を処理する委員会の庶務を、
教育総務部学務課において処理させるため、市長の権限に属する事務の一部を、教育
委員会の補助機関である職員等に補助執行させるための協議であり、教育委員会とし
て応諾するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。何かご質疑ございませんか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

（各委員「異議なし」の発言あり）

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号「茨木市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、令和3年4月1日を施行期日として行政機構の改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、まず、地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する「茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会」に関する事務について、教育委員会の補助機関である職員等に補助執行させる旨の協議に伴い、当該事務を学務課の分掌事務とするものです。

次に、2つ以上の部又は課に共通、関連する施策を推進するため、部又は課を横断する組織を設けることができる旨の規定を追加いたします。

最後に、附則といたしまして、令和3年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料として、規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時48分)

再 開 (14時49分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第 8 議案第 7 号「茨木市教育委員会学校（園）に勤務する職員就業規則及び茨木市立幼稚園管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第 7 号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、行政手続における押印の必要性の見直しにより、現在押印を必要としている手続について、押印を不要とし、又は署名若しくは押印の選択制とするため、所要の改正を行うものです。また、教育委員会学校（園）に勤務する職員の出勤時刻及び退勤時刻の記録に関する規定を整理するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、まず、茨木市教育委員会学校（園）に勤務する職員就業規則におきましては、出勤したとき及び退勤するときは、自ら出退勤情報管理機器により出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならないこととします。ただし、出退勤情報管理機器によらない職員については、自ら所定の出勤簿に署名又は押印をしなければならないこととします。

また、「欠勤届」、「私事旅行願」、「休暇（休務）願」及び「服喪届」の様式において、氏名が自署の場合は、押印不要とする旨を規定します。

次に、茨木市立幼稚園管理規則におきましては、「授業日変更申請書」、「園外保育実施届出書」、「出席停止指示報告書」及び「授業停止報告書」の様式から押印欄を削除いたします。

最後に、附則といたしまして、出退勤情報管理機器による出退勤時刻の記録及び出勤簿に関する所要の改正については、公布の日から施行する旨を定めております。また、押印の必要性の見直しに関する所要の改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

出退勤情報管理機器というものは、ほとんどの園に設置されているのでしょうかということと、出退勤情報管理機器によらない職員というのは、どういう人なのでしょうか。

山寄保育幼稚園総務課長

出退勤情報管理機器におきましては、カードリーダーで出退勤を管理するものが整備されております。出退勤管理機器によらない職員につきましては、勤務が不確定な会計年度任用職員ですね、例えば、幼稚園でしたら早朝の預かり保育を行う職員は、出退勤管理機器によらない職員となっています。

武内委員

分かりました。

岡田教育長

休憩します。

休 憩（14時53分）

再 開（15時01分）

岡田教育長

再開いたします。

武内委員

改正部分の前後ですけどね、茨木市立〇〇学校となっているのですが、この様式は学校園どちらにも使いますよね。そしたら、この様式のところに学校園を入れたほうがいいのかなどという気がするのですけれど、いかかですか。

岡田教育長

この様式のところですね。

武内委員

そうですね、現行のほうも学校しかないのですが、これは学校園が別にあるのですか。

山寄保育幼稚園総務課長

実際の運用では市の、私たち職員の使っている、1枚で選択できる様式を使用しています。

武内委員

そうなのですか。幼稚園は、市の職員という形で、市の職員が出すような様式があるわけですね。分かりました。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。もうよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時04分)

再 開 (15時05分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第9 議案第8号「茨木市教育センター規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第8号、茨木市教育センター規則の一部改正につきまして、議案説明いたします。

本件は、茨木市教育センター規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、GIGAスクールの推進など情報教育の重要性と業務量が非常に大きくなっており、現在の体制では適切な対応が難しくなっていることと、相談支援業務の効率化を図る必要があることから、教育センターの体制を、情報教育を専任で担当するグループと相談支援を専任で担当するグループの2グループ制とすること等に伴い、改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第1条の次に(グループの設置)の1条を加え、第1条の2 センターに2つのグループを置く規定を追加します。

また、第3条第1項中「その他必要な職員」及び「ことができる」を削り、同条第5項を同第7項とし、同条第4項中「主幹」を「参事、主幹」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を削り、第2項を第4項とし、同項の次に次の1項「5 所長代理は、所長を補佐し、所長の不在又は事故あるときにその職務を代理する」と規定します。さらに、第3条第1項に、「2 センターに指導主事その他の職員を置くことができる」、「3 センターに置いた指導主事その他の職員のうち、補職名を有する職員の当該補職名は、所長代理、参事、主幹、副主幹、主査、主任とする」と規定するものです。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

前川委員

参考までに教えていただきたいのですが、現行のセンターの所長さんの職階と所長代理の職階、あと参事というのは、いわゆる課長級になるのですか。所長さんと所長代理さんの職階は、人事のことなので、実際は確定していないかも分かりませんが、一応、組織要求上はどのようになっているか教えていただけないでしょうか。

新川教育センター所長

現在は、所長の職階が課長級で、所長代理の職階が係長級になります。改正後は、所長は課長級で、所長代理が課長代理級になります。

以上です。

前川委員

もう1点、相談支援グループと情報教育グループには、それぞれグループ長を置かれると思うのですが、それらについての補職でいうと、主幹の人が就かれるのですか、それも指導主事が当たるのですか。

新川教育センター所長

相談支援グループのグループに関しては、グループ長というのは置かずに指導主事がグループをまとめるということでさせていただきます。

篠永委員

機構改革ということで、この2グループに分けるということなのではございますけれども、総数としては本当に半々みたいな感じになるのですか。あるいは、その年度ごとに、その業務が多そうなほうに、この年度はこっちのほうが重点的にとか、要は極端に少なくなってしまうグループが発生するのでしょうか。グループは2つしかないのですけれども、等しく半分というイメージでしょうか。

新川教育センター所長

人数の配分等々ですけれども、業務の量によって多少の変化はあると思うのですが、そんなに大きな差をつけることができないぐらい、どちらも大事な業務でございまして、等分という形をとることにしております。

岡田教育長

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (1 5 時 1 2 分)

再 開 (1 5 時 1 3 分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第10 議案第9号「茨木市奨学金の支給に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第9号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する助成事業であります。支給対象者、支給金額等変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

まず、第3条第1項第3号の奨学金の支給対象者のうち、市町村民税において寡婦(夫)控除の適用がされない場合の規定をしておりましたが、地方税法改正により適用されることとなったため、この規定を削るものです。

第4条第1項第1号では、奨学金の支給早期化を図る観点から、入学証明書の写しを合格通知書の写しに改めております。

第7条第1項第1号では、奨学金の支給額を見直し、16万円を18万円に改めております。

様式第1号及び第2号におきましては、同意を求める事項に生活保護受給状況等を加える旨、氏名が自署の場合は押印不要とする旨や、文言の整理を行っております。

最後に、附則といたしまして、この規則は、令和3年4月1日から施行する旨について定めております。

なお、参考資料といたしまして、新旧対照表をご配付いたしております。

以上で議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

これは、当該年度の1月4日から3月31日までに申請するということですが、これは、入学より前に事前に申請するということですね。そうだとすれば、合格通知書の写しが必要書類の1つになっていますけれど、もしこの合格通知書をもって支給されるとして、万が一、入学しないということになった場合は、どうなるのですか。

堤学務課長

ご指摘の点、入学しなかったときの対応でございますが、今回の改正には入れておりませんが、規則第9条に、いずれかに該当するときには奨学金認定を取り消す旨定めておりまして、その中に、高等学校等へ入学しなかったときを規定しております。現在通っている中学校で、この子が入学した、この子が入学しなかったというのは後から把握できますので、判明した際に、申請者に対して返金を求めるものとさせていただきます。

武内委員

もう1つ、合格通知書の写しということで、複数合格した場合には、どれを出したらいいのでしょうか。

堤学務課長

複数合格の場合につきましては、支給早期化の観点から一般的には私立のほうが早く

合格が分かりますので、そちらをご提示いただいております。もちろん、これは必ず先に分かったものを提出してくださいという強要ではございませんので、ケースとしては、私立は出さないけれども、公立合格後に提出して、そこから支給させていただくというケースもございます。

武内委員

例えば私立に合格して、私立の合格通知書で申請し、その後、公立にも合格して、公立に通うことになったときは、何かまた書類を出さなくてはいけないのでしょうか。

堤学務課長

私立と公立で支給額の変更などはしておりませんので、私立の合格通知書をいただいた時点で支給させていただき、その後、公立に合格して公立に行くというときに、改めて合格通知書や申請書の変更は求めておりません。

前川委員

様式を見ているのですが、申請書には入学予定学校名を書く欄があるのですが、武内委員がご指摘されたように、私立の合格通知書を出すのであれば、当然この申請書に私立の名前を出しているのに、実際には公立に行くのであれば、この申請書を差し替えなければならないと思うのですが、どうでしょうか。

堤学務課長

委員がご指摘のとおり、申請書提出の時点では私立をご記入いただき、実際、私立には合格されず、公立に合格され、公立の合格通知書をもって支給する場合はございます。この申請書の形式につきましては、入学予定校を求めて、その求めた学校の合格通知書のみを受け付けているものではございませんので、記載の学校と違う学校の合格通知書に記載されている合格の判断によって支給させていただくものでございます。

前川委員

もう1点、非常に素朴な疑問なのですが、もともと申請は、当該年度の1月4日から3月31日までの間に委員会に提出するのですが、従来、この入学証明書というのは、

実際に入学していない前年度の時点でも、合格者に対して各学校は入学証明書を出していたのですか。

堤学務課長

学校にもよりますけれども、合格が決定して、入学金など保護者が納入した後に、合格通知書を4月1日を待たずに発行している学校はございました。

前川委員

すみません、入学証明書なのですが。現行は、入学証明書を求めていましたよね。

堤学務課長

ごめんなさい、単語が間違っておりました。入学証明書を4月1日を待たずに発行している学校はございました。

前川委員

では、実際に合格通知書と入学証明書には若干のブランクがあるから、少しでも早くということで、合格通知書に改めたというふうに理解すればよろしいですね。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。
ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時23分)

再 開 (15時30分)

岡田教育長

それでは、再開をいたします。

日程第11 議案第10号「茨木市青少年野外活動センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第10号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、全庁的な取り組みである「申請書等における性別記載の見直し」に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、「茨木市青少年野外活動センター使用許可申請書」及び「茨木市青少年野外活動センター使用許可証」の様式において、使用予定人数の記入欄から性別の区分をなくします。

また、その他様式の整理を行います。

最後に、附則といたしまして、公布の日から施行する旨及び経過措置について定めて

おります。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

男女の別をとというのは、そもそもの根拠がちょっとよく分からないのですけれども、逆にこれがなくなることで、部屋割りとかですね、そのあたりが煩雑にならないのかなという懸念はあります。申請を受けるセンターさんは大丈夫なのでしょうか。

松本社会教育振興課長

全庁的な取り組みとして、セクシャルマイノリティへの配慮の観点から、こういった形で、市に裁量の余地がないものや業務上性別の情報が必要となる理由があるものを除き削除していくというような方向で取り組みを進めていまして、委員のおっしゃっていただいたように、キャンプ場でありましたら宿泊の配慮で、男女等も必要にはなるのですけれども、申し込みの際には一旦性別の欄は削除させてもらって、その後に利用者の方と具体的なプログラム等を作っていくときに、そういったグループ分けとか宿泊の部屋割りとかを行い、その際に配慮が必要なことを聞き取るということが可能ですので、申し込みの時点で性別の欄をなくすことによって業務に支障がないと判断しまして、今回、こういう形で上げさせていただいています。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時34分)

再 開 (15時36分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第12 議案第11号「茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

岡こども育成部長

議案第11号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、行政手続における押印の必要性の見直しにより、現在押印を必要としている手続について、押印を不要とし、又は署名若しくは押印の選択制とするため、所要の改

正を行うものです。また、幼稚園職員の出勤時刻及び退勤時刻の記録に関する規定を整理するため、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、出勤したとき及び退勤するときは、自ら出退勤情報管理機器により出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならないこととします。ただし、出退勤情報管理機器によらない職員については、自ら所定の出勤簿に署名又は押印をしなければならないこととします。

また、「研修承認申請書」の様式から押印欄を削除し、「兼職（兼務）承認願」の様式において、氏名が自署の場合は、押印不要とする旨を規定いたします。

最後に附則といたしまして、出退勤情報管理機器による出退勤時刻の記録及び出勤簿に関する所要の改正については、公布の日から施行する旨を定めております。また、押印の必要性の見直しに関する所要の改正については、令和3年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規程の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

前川委員

今回の規定の改正内容については異議がないのですが、一度聞いてみたかったことがあります。幼稚園の教諭というのは、今はこども育成部という市長部局所属ですね、ただ、採用される時は教育委員会での採用になるんですか。

玉谷教育政策課長

採用されるときは、市長部局で採用されて、教育委員会に出向という形になっています。

前川委員

分かりました。というのは、前回もそうだったのですが、退職される方は市長部局に戻っていますので、恐らく市長部局で採用して教育委員会にきていると思います。ただ、

そうすると、本来はこういうサービス規程なんかも教育委員会で規定すべきものなのか、本来は組織が変わったときにも市長部局のほうのサービス規程を適用するのが自然ではないかなど、それは先ほどの議題とも関連しているのですが、これはあくまで教育委員会規程としてこのサービス規程が定められているのですが、現実には、幼稚園教諭は、市長部局で採用していますよね。これは別にこの場で結論を出していただく必要はないと思うのですが、法律の規定の建付けとしてこれでいいのかというのは一度ご検討いただければと思います。

山寄保育幼稚園総務課長

委員がおっしゃるように、一定の整理が必要かと思います。ただ、この規程の中には、教育公務員特例法を引用したものもありますので、そういう整理もされているのかなというふうに思いますが、内容の整理につきましても考えていきたいと思っています。

前川委員

あくまで出向してくるのですから、その勤務自身は、当然そういった関係法令があると思うのですが、ただ本来の採用形態とかから行くと、こういったサービス規程はやっぱり市長部局のものを適用する建付けになるのではないかというのが、私の個人的な意見なので、参考にしていただければと思います。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩 (15時42分)

再 開 (15時43分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

小田教育総務部長

先ほど、議案第8号に係る質疑の中で、新川教育センター所長から、所長代理は係長級である旨のご発言がありましたけれども、課長代理級の場合もあり得ますので、訂正させていただきます。

岡田教育長

それでは、日程第13 議案第12号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて(職員人事)」を議題といたします。

武内委員

人事案件ですので、この案件は、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、定刻が迫っておりますので、時間の延長を行ってよろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本日の会議時間を延長いたします。

日程第14 議案第13号「職員人事について」を議題といたします。

武内委員

議案第13号も人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり、可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和3年第3回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。長い間、ご苦労さまでした、ありがとうございました。

(16時05分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和3年3月15日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和3年第3回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和3年1月30日～令和3年3月5日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
1月23日（土） 1月30日（土）	子どもセミナー（おかしな？アクセサリーづくり）（参加者：延べ53人）	上中条青少年センターほか	関係職員	社会教育振興課
2月13日（土）	子どもセミナー（チョコレートの香りのお菓子の家キャンドル）（参加者：70人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
2月13日（土）	第2土曜科学教室「木の葉の化石を掘り出そう！」（参加者：24人）	クリエイトセンター	関係職員	教育センター
2月27日（土）	子どもセミナー（ゆびでくるくる♪パステルアートの雪だるま）（参加者：41人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
2月4日（木） ～ 3月5日（金）	おはなし会 （開催回数：7回 参加者：延べ140人）	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館